

平成27年度第2回（第30回） 外務省契約監視委員会  
議事概要

開催日及び場所	平成27年7月10日（金） 於：外務省202号会議室	
委員	委員長 中里 実 委員 中谷 和弘、三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子	
抽出案件		(備考)
	一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	2/7 件
	一般競争方式（上記以外）	1/48 件
	指名競争方式	0/4 件
	企画競争に基づく随意契約方式	2/7 件
	公募に基づく随意契約方式	0/1 件
	その他の随意契約方式	5/67 件
	合計	134 件
		審査対象： 平成26年度第4四半期
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	会計課調達官より、「平成26年度外務省調達改善計画」の自己評価結果の概要報告を行い、委員より了解を得られた。	

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見等なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見等なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 ○在パプアニューギニア日本国大使館施設新営工事監理業務の予定価格において、国土交通省告示の積算要領は、在外公館に適用するに妥当であるか。 ○今回、応札事業者数は複数あったが、仮に一者応札であった場合、算出根拠に基づけば予定価格が予め判明する可能性も排除できないが如何か。</p> <p>5. 抽出案件の審議 ①ー7「『領事業務情報システム』端末等一式」賃貸借・保守（一般競争入札：政府調達） ○本契約は、別途検討されている次世代旅券発給業務に影響するか。 ○一者応札であるが、何らかの特殊性等が存在するのか。また、契約先2事業者に関連性は存在するのか。 ○領事システムの統一について、統一前は各システムに多くの事業者が関わってきしたが、一事業者に統一することにより、継続性の観点から非効率となり、支出増とはならないか。</p>	<p>●国土交通省告示第15条に準拠し、予定価格を作成している。</p> <p>●この種の案件は、極力複数の導入を努める方向で関係部署の意見を徴する。</p> <p>●次世代旅券発給事務の方式如何に係る影響は無い。</p> <p>●単体事業者のみでは人的資源の観点から対応が困難であり、限られた時間内にて関連企業との提携が出来なかった模様である。なお、契約先2事業者に関連性は存在しない。</p> <p>●これまで各システムに蓄積されているデータが使用可能であり、また、購入する機器を市販品とすることや、意見招請を実施すること等により、一定以上の技術を要する事業者であれば参入できるようにしたため、経費節約が可能である。</p>

委 員	外 務 省
<p>②-3「特殊撮影等」業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○一者応札であるが、何らかの特殊性等が存在するのか。</p> <p>○本契約は、事業者より撮影技術の提供を受けるものか。</p> <p>○本技術で撮影したデータを我が方の全在外公館と共有するのであれば、新しい技術で旅券を作成する国が存在した場合の対応はどうするのか。</p> <p>①-6「カード式文書保管書庫」の購入（一般競争入札：政府調達）</p> <p>○本契約は、各省庁特定秘密保護法に対応するためのものであると承知しているが、各省庁が共同調達することは検討されていないのか。また、省庁毎のセキュリティとすることが必要があるのか。</p> <p>○参考銘柄とされている機種以外に、仕様を満たした機種は存在するのか。</p> <p>○当該書庫の開閉等の記録は、外務省限りで把握することが可能であるのか。</p> <p>○参考銘柄とされている機種に限定することにより、競争原理が働かないのではないかと懸念も生じるが如何。</p> <p>○今後、保管データ等が増加する予定はあるか。また、増加予定を加味して購入を検討してい</p>	<p>●関連技術を有している事業者は複数存在するが、高額な機器が必要となる上、市場が狭いため、数多くの事業者は存在しない。</p> <p>●各国政府から提供された見本旅券を撮影事業者に渡し、特殊技術にて撮影させた上で、そのデータを納入させるものであり、技術そのものの提供を受けるものではない。</p> <p>●各国政府より、その都度、新たな特殊技術の内容通報と見本旅券の提供を受けることとなっている。</p> <p>●各省庁共通のガイドラインが存在するものの、同ガイドラインにおいては最低限の基準が示されているに過ぎず、各省庁間で取り扱う情報の秘匿性に差異があること等により、共同調達は現段階では困難である。なお、外務省においては右ガイドラインより高い秘匿度により、より高度なシステムを導入している。</p> <p>●参考銘柄とされている機種以外に、他の製造事業者による仕様を満たした機種も存在する。但し、外務省の秘匿度に対応するためには、現行システムと同一とする必要がある。</p> <p>●事業者による対応を要さず、外務省限りで把握することが可能である。</p> <p>●既設のシステムにて多くの課室に設置、管理されているため、同システムに追加し、統一的に運用する必要がある。既設のシステムは使用しないことは想定困難であり、やむを得ないものとする。</p> <p>●特定秘密における指定期間は5年間であるが、右年数経過後も引き続き延長するか等に</p>

委 員	外 務 省
<p>るのか。</p> <p>⑥-4「会計関係業務システム等のユースケースの作成」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○次期会計システムにおいては、現在行われている会計関係業務の流れを変更しない形としていくのか。</p> <p>○本契約に係る契約書中には秘密保全に関する条項があり、作業に携わる関係者についての規定があるが、作業に携わることが想定されていた人数は何名か。また、見積もりの作業区分において上級SE、一般SEの単価が記載されているが、それ以外の区分は存在しないのか。</p> <p>○契約事業者が過去に指名停止であったことを受けて、当初計画より逼迫した作業日程となったのではないか。また、成果物の質の低下に対する懸念はなかったのか。</p> <p>④-6「外務省IT広報業務の業務・システム最適化に係るプロジェクト・マネジメント」業務委嘱（企画競争入札）</p> <p>○本契約は、どのようなものであるか。</p>	<p>については、未定であり、耐用年数等も踏まえ検討していきたい。</p> <p>●本件システムは昭和38年以降から使用し、順次修正を重ねてきているものであるが、次期会計システムにおいては、重複した作業内容等を把握した上で統廃合を行い、稼働機能の流れを変更するなどし、業務を簡素化して使いやすい形を目指す方向で進めている。</p> <p>●作業に携わることが想定されていた人数は約8名。また、作業区分は、これら2つの区分以外には存在しない。</p> <p>●作業日程に問題はなく、成果物についても質の低下等の懸念は生じなかった。</p> <p>●システム運用・保守は、他の事業者にも委嘱しているが、外務省ホームページについては、日々サイバー攻撃のリスクにさらされていることから、システム運用の中でより強固なセキュリティを確保する必要があり、セキュリティ対策等の専門事業者による知見を生かした分析、対策を行うため業務を委嘱しているものである。</p>

委 員	外 務 省
<p>○審査過程において、一応札事業者が失格となった理由はどのようなものであるのか。</p>	<p>●公平性の確保に関わる書類上の不備である。</p>
<p>⑥-17～18「新統合Web環境へのサイト追加対応作業」業務委嘱（随意契約）</p>	
<p>○在外公館ホームページの基本設計や統一フォームが存在するのか。</p>	<p>●存在する。昨年度フォームを改訂しており、これに沿って順次在外公館ホームページを改訂中である。</p>
<p>⑥-26「外務省ホームページ内『世界の医療事情』等改訂作業」業務委嘱（随意契約）</p>	
<p>○改訂の範囲、及び契約事業者に対してシステム改訂作業を依頼する理由はどのようなものであるのか。</p>	<p>●新たな感染症の流行の現状を最新の医療事情として掲載するため2年毎に業務委嘱を行い、全面改訂を実施しているものであり、契約事業者は、外務省ホームページの管理部署と契約しており、他者との競争を許さないことから、同事業者に依頼するものである。</p>
<p>⑥-27「在外公館用の門標」の製造及び購入（随意契約）</p>	
<p>○門標の大きさは統一できないのか。</p>	<p>●在外公館毎に掲示場所の条件が異なるため統一することは困難である。</p>
<p>○複数回入札を要した理由、及び二度に亘り入札が不調となった理由はどのようなものであるのか。</p>	<p>●入札参加には、競争契約の参加資格（全省庁統一資格）を申請の上、同資格を有している必要があるが、見積もり合わせを実施した事業者は、同資格を有しておらず、また、契約の規模が比較的小さなものであったことが要因であったと考える。なお、再々入札は、納期の関係上、困難であった。</p>
<p>○予定価格の算出はどのように行ったのか。</p>	<p>●複数の事業者より参考見積もりを取得した上、市場価格との調整を行い算出した。</p>
<p>④-1「在外公館赴任前研修におけるメディアトレーニング実施」業務委嘱（企画競争）</p>	
<p>○トレーニングの使用言語は英語なのか。また、対応可能な事業者は、今次契約事業者等の外</p>	<p>●トレーニングの使用言語は英語のみである。なお、対応可能な事業者は限られており、日</p>

委 員	外 務 省
<p>資系事業者のみしか存在しないのか。</p> <p>○本件事業の継続性について、平成 27 年度の契約はどのようになっているのか。また、単発的に行うのではなく、継続性のある事業とはしないのか。</p> <p><b>⑥-41 「中国における遺棄化学兵器の状況に関する現地調査支援」業務委嘱（随意契約）</b></p> <p>○契約の相手方が中国外交部となっているが、政府間で契約を締結するのか。中国外交部とは所謂外務省のことを指すのか。また、中国外交部が中国側の事業者を選定しているのか。</p> <p>○金額自体はどのように決定しているのか。</p>	<p>系事業者の中には企画書の提出を見合わせたところも存在した。</p> <p>●本件事業については、平成 26 年度より実施を開始したものであり、平成 27 年度については、外務省の政策広報を担当している部局の契約の一項目として企画競争を実施した。平成 28 年度については、受講者一人一人が模擬インタビューを受けることができるよう予算要求を行っているところである。</p> <p>●本件契約は、国際約束ではなく、支出負担行為担当官である外務省会計課長と中国外交部の担当部長との私契約である。外見上、外交当局同士の国際約束であるかとの誤解が生じる懸念を排除するために、本契約条項にて本契約は国際約束ではない趣旨の条文を設けている。なお、契約先である中国外交部は外務省のカウンターパートであり、中国外交部が国防部等も含めて必要な事業者を選定している。</p> <p>●中国外交部内に専門部署が存在し、右部署から見積書が提出され、日本側は、右を精査し、契約金額を決めた上で契約を締結し業務を実施するものである。なお、業務実施後、中国側から業務完了通知が提出されるので、業務仕様書にそって検査確認を行い、その後、中国側から精算報告書が提出され、右を検査した上で支払いを行っている。</p>